

「機能性食品」届け出の成分

「安全性 認められず」

トクホ審査で食安委

特定保健用食品(トクホ)の安全性を審査している食品安全委員会は12日、リコム(東京都)が2009年に申請した飲料「臍脂茶」は「安全性を確認できず、評価できない」とする評価書をまとめ、消費者庁に答申した。一方で同社は臍脂茶と同じ成分を含むサプリメント「臍脂粒」を4月に始まった機能性表示食品として発売する予定だ。



トクホで安全性が認められなかった成分が、機能性表示食品では「体により成分」として表示される。経済成長戦略の一環で導入された新制度は早くも課題を突きつけた。

臍脂茶はエノキタケから抽出した成分を配合し「体脂肪が気になる方や肥満気味の方に適する」との表示を自指していた。リコムが提出した論文では、肥満の男女38人に12週間飲ませたところ、体重が平均1・0キログラム、体脂肪量が0・7キログラム減ったとしている。

しかし、食品安全委員会は成分が脂肪細胞に作用するというメカニズムを問題視。評価書は、申請通りなら作用対象は脂肪細胞だけではない。予定期間販売する方針と話している。消費者

庁は一般論として「機能性表示食品が科学的根拠に基づかないと明らかになったら届け出の撤回を求める。説明している。

新制度 課題浮き彫り

トクホと違い、機能性表示食品は企業が科学的根拠をそろえて届け出ればよい。資料はウェブサイトで公開され、同行は「消費者自らが情報を調べて商品を選べる制度」と言う。